

教育民生委員協議会記録	
開 会 年 月 日	令和 3 年 8 月 17 日
開 会 時 刻	午前 10 時 52 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 55 分
出 席 委 員 名	◎吉井詩子 ○久保 真 中村 功 上村和生
	野崎隆太 世古 明 吉岡勝裕
欠 席 委 員 名	楠木宏彦
署 名 者	なし
担 当 書 記	野村格也
協 議 案 件	1 小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣 児童体育館の指定管理期間の変更について
説 明 者	教育長、事務部長、学校教育部長、社会教育課長

協議経過

吉井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」、当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時52分

◎吉井詩子委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について】

◎吉井詩子委員長

それでは、「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」当局から報告をお願いします。

教育長。

●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、報告案件の「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」、1件でございます。それでは所管課から御説明いたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎吉井詩子委員長

社会教育課長。

●山口社会教育課長

資料1をお願いいたします。それでは、「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」御説明いたします。これ

らの施設につきましては、平成29年度から3施設一括で指定管理制度を導入しており、本年度で指定管理期間が満了となりますことから、再度の更新をするものでございます。

1番の指定管理期間の変更につきましては、公共施設等総合管理計画の施設類型別計画において、計画期間の第1期である令和6年度までに公民館等集会施設を地元自治会へ譲渡することとなっているため、従来どおりの指定管理の期間であれば5年間ではございますけれども、施設類型別計画に合わせまして3年間に変更いたします。

2番の指定管理期間につきましては、次期管理期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に変更になります。

3番の対象施設の名称、所在地及び現行の指定管理者については記載のとおりでございます。

最後に、4番の指定管理者の選定方法でございますが、当該施設は地域コミュニティの中核施設として重要な役割を果たしているため、引き続き地元自治会である明野第四自治区を指定管理者として指定したいと考えております。

以上、「小俣北部公民館及び伊勢市小俣北部保健福祉会館、伊勢市小俣児童体育館の指定管理期間の変更について」御説明申し上げました。御理解賜りますようお願いいたします。

◎吉井詩子委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時55分